

京都市立芸術大学大学院博士ラボの使用に関する規程

(令和5年9月30日理事長決定)

(趣旨)

第1条 京都市立芸術大学大学院博士ラボ（C棟6階）（以下「博士ラボ」という。）の使用に
関しては、この規程の定めるところによる。

(使用の目的)

第2条 博士ラボは、次の各号に掲げる目的に限り使用することができる。

- (1) 本学大学院の美術研究科博士（後期）課程及び音楽研究科博士（後期）課程（以下「博士（後期）課程」という。）の学生による研究及び制作活動
- (2) 博士（後期）課程の正課の授業
- (3) 本学教職員が参加し、博士課程委員会で承認された研究プロジェクト（以下「研究プロジェクト」という。）
- (4) その他、本学事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要があると認める目的

(使用者の資格)

第3条 次の各号に掲げる者は、博士ラボを使用することができる。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学博士（後期）課程の学生
- (3) 研究プロジェクトに参加する共同研究者
- (4) その他事務局長が適当と認める者

2 前項第3号による使用は同項第1号及び第2号による使用を妨げない範囲とする。

(博士ラボ連絡協議会)

第4条 研究プロジェクトの審査および博士ラボにおける教育研究に係る事項を審議するため、博士ラボ連絡協議会を設置する。

2 博士ラボ連絡協議会の構成員は、本学大学院の音楽研究科及び美術研究科（以下「両研究科」という。）の博士課程委員長並びに副委員長、両研究科の博士課程委員2名以内、前条1項2号の代表者2名以内の最大10名とする。

(研究プロジェクト)

第5条 研究プロジェクトは、本学常勤教職員を責任者とし、個人または少人数のメンバーが博士ラボを主要な拠点として行う研究を指す。博士ラボにおいて、研究プロジェクトを実施する場合、責任者は別に定める様式により美術研究科長及び音楽研究科長（以下「両

研究科長」という。)に申請するものとする。

- 2 研究プロジェクトの期間は承認から1年以内とし、1年を単位として最長3年を限度として更新することができる。

(研究プロジェクトの審査・承認)

第6条 前条の規定による申請があったときは、両研究科長は博士ラボ連絡協議会に審査を付託する。審査を付託された博士ラボ連絡協議会は速やかに審査を行い、結果を両研究科長に報告する。両研究科長は両研究科の博士課程委員会及び研究科委員会の承認を得たのち、教育研究審議会の承認を経て、当該申請の審査結果を申請者に通知する。

- 2 両研究科長は博士ラボ連絡協議会の審査に基づき、研究プロジェクトの承認に条件を付することができる。

(使用時間)

第7条 博士ラボの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 研究上、特に必要があると認めるときは、主任指導教員または研究プロジェクト責任者の承認と事務局長の許可のもと、博士ラボの使用時間を変更することができる。

(使用の申請)

第8条 博士ラボを使用しようとする者は、使用の前日までに次条又は第10条に定める方法により申請書を事務局長に提出しなければならない。

(使用時間における申請)

第9条 第7条第1項に規定する使用時間に使用しようとする者は、別に定める様式により学期毎に申請し、承認を得るものとする。

(使用時間変更申請)

第10条 第7条第2項に基づき使用時間を変更しようとする者は、使用日時ごとに申請し、承認を得るものとする。

- 2 前項の使用の申請は、当該申請をしようとする者の使用に係る電子計算機又は、携帯電話装置（以下「端末機」という。）を電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「学務システム」という。）を使用して行うことができる。ただし、事務局長が認めたものに限る。

- 3 前項の規定による申請（以下「電子申請」という。）をしようとする者は、端末機から次に掲げる事項を学務システムに入力することにより行うものとする。

(1) 使用日

(2) 使用する時間

(3) 申請者

(4) 承認者（申請者が常勤教職員でない場合）

(5) 使用目的および時間外使用を必要とする理由

(6) 各号に定めるもののほか、事務局長が必要と認めるもの

(使用の許可)

第11条 事務局長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに、当該申請に係る使用の許可又は不許可を、申請者に通知するものとする。

(使用制限)

第12条 事務局長は、教室の使用の許可を受けた者がこの規程及び又は関連規定や許可の条件に違反したときは、博士ラボの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことがある。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失により、施設又はその設備若しくは備品を滅失し、又は損傷したときは、これにより生じた損害を賠償しなければならない。

(事務処理)

第14条 博士ラボの使用に関する事務は、教務学生課において処理する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、博士ラボの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。